

松阪市飯高B&G海洋センター条例

改正後	改正前																														
<p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は前条の使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市又は海洋センターが、主催する場合</p> <p>(2) 市内に所在する公立学校が、教育の目的で使用する場合</p> <p>(3) 市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき設置されている保育所又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき設置されている認定こども園が、園児保育の目的で使用する場合</p> <p>(4) 社会教育又は青少年の育成のため組織されている社会教育団体が、その活動目的の達成のため使用するもので教育委員会が認めるもの</p>																														
<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> </tr> <tr> <td>武道館</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> </tr> <tr> <td>プール</td> </tr> </tbody> </table>	施設	体育館	武道館	トレーニングルーム	プール	<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>延床面積</th> <th>上屋面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>1,716.17㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内運動場・プールと共用の事務室・更衣室・シャワー室・ミーティングルーム・器具庫・ホール・トレーニングルーム（2階）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td></td> <td>883.11㎡</td> </tr> <tr> <td>25m一般プール（水面 25m×13m）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼児用プール（水面 10m×6m）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	延床面積	上屋面積	体育館	1,716.17㎡		屋内運動場・プールと共用の事務室・更衣室・シャワー室・ミーティングルーム・器具庫・ホール・トレーニングルーム（2階）			プール		883.11㎡	25m一般プール（水面 25m×13m）			幼児用プール（水面 10m×6m）									
施設																															
体育館																															
武道館																															
トレーニングルーム																															
プール																															
施設	延床面積	上屋面積																													
体育館	1,716.17㎡																														
屋内運動場・プールと共用の事務室・更衣室・シャワー室・ミーティングルーム・器具庫・ホール・トレーニングルーム（2階）																															
プール		883.11㎡																													
25m一般プール（水面 25m×13m）																															
幼児用プール（水面 10m×6m）																															
<p>別表第2（第7条関係）</p> <p>使用時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>時間区分</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体育館・武道館・トレーニングルーム</td> <td>午後</td> <td>9時から12時まで</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>13時から17時まで</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>18時から22時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>午前</td> <td>10時から12時まで</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>13時から17時まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	時間区分	時間	体育館・武道館・トレーニングルーム	午後	9時から12時まで	午後	13時から17時まで	夜間	18時から22時まで	プール	午前	10時から12時まで	午後	13時から17時まで	<p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="6">使用時間</th> <th rowspan="3">体育館</th> <th>午前</th> <td>9時から12時まで</td> </tr> <tr> <th>午後</th> <td>13時から17時まで</td> </tr> <tr> <th>夜間</th> <td>18時から22時まで</td> </tr> <tr> <th rowspan="3">プール</th> <th>午前</th> <td>10時から12時まで</td> </tr> <tr> <th>午後</th> <td>13時から17時</td> </tr> <tr> <th>夜間</th> <td>18時から21時まで（ただし、6月及び9月にあっては、17時までとする。）</td> </tr> </thead> </table> <p>備考 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、それぞれの区分により定めた使用料の合計額とする。</p>	使用時間	体育館	午前	9時から12時まで	午後	13時から17時まで	夜間	18時から22時まで	プール	午前	10時から12時まで	午後	13時から17時	夜間	18時から21時まで（ただし、6月及び9月にあっては、17時までとする。）
施設名	時間区分	時間																													
体育館・武道館・トレーニングルーム	午後	9時から12時まで																													
	午後	13時から17時まで																													
	夜間	18時から22時まで																													
プール	午前	10時から12時まで																													
	午後	13時から17時まで																													
使用時間	体育館	午前	9時から12時まで																												
		午後	13時から17時まで																												
		夜間	18時から22時まで																												
	プール	午前	10時から12時まで																												
		午後	13時から17時																												
		夜間	18時から21時まで（ただし、6月及び9月にあっては、17時までとする。）																												

改正後

別表第3（第12条関係）
使用料

施設	区分			料金
体育館	個人使用	中学生以下		140円
		一般		290円
	専用使用	半面	午前	1,100円
			午後	1,430円
			夜間	1,430円
		全面	午前	2,090円
			午後	2,750円
			夜間	2,750円
	プール、武道館 トレーニングルーム	個人使用	体育館に準ずる。	
武道館	専用使用	半面	午前	1,490円
			午後	1,650円
			夜間	1,650円
更衣ロッカー	1回につき	10円		

備考

- 1 2つ以上の時間区分にわたって使用する場合には、それぞれの区分により定めた使用料の合計額とする。

改正前

別表第3（第12条関係）
使用料

施設	区分		料金
体育館	個人使用	6歳以上 18歳以下	50円
		一般	220円
	専用使用	半面	1,100円
		全面	2,200円
プール	体育館に準ずる。ただし、専用使用は認めない。		
トレーニング室	体育館に準ずる。ただし、専用使用は認めない。		
武道館	専用使用	半面	1,100円
更衣ロッカー	1回につき	10円	

改正後	改正前
<p>2 個人使用において、障がいのある人（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者で、身体障害者手帳 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものをいう。以下同じ。）の使用料は、無料とする。</p> <p>3 個人使用において、障がいのある人1人につき介助者1人の使用料は、無料とする。</p>	